

大阪市児童福祉法施行細則を次のように制定する。

大阪市児童福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の施行については、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(委任)

第2条 次に掲げる事務は、大阪市中心部こども相談センター所長、大阪市北部こども相談センター所長及び大阪市南部こども相談センター所長(以下これらを「こども相談センター所長」という。)に委任する。

- (1) 法第27条から第27条の3まで、第28条、第31条(第1項を除く。)及び第31条の2の規定による措置並びに法第33条の4第1号(法第27条第1項第2号の措置に係る部分に限る。)、第4号及び第5号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関すること
- (2) 法第29条の規定による立入調査等に関すること
- (3) 法第33条第2項の規定による一時保護の実施又は当該一時保護の実施の委託に関すること
- (4) 法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助の実施に関すること
- (5) 法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定(法第20条の規定による措置、法第22条第1項の規定による助産の実施、法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項の規定による措置及び法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助の実施に要する費用に係るものを除く。)に関すること(本人の扶養義務者の居住地及び現在地(以下「居住地等」という。)が明らかでない場合の取扱いに限る。)

2 次に掲げる事務は、保健福祉センター所長に委任する。

- (1) 法第21条の6の規定による措置、法第22条第1項の規定による助産の実施、法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、法第24条第1項の規定による保育の実施、同条第3項の規定による調整及び要請、法第33条の4第1号(法第21条の6の措置に係る部分に限る。)、第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取、法第21条の5の3の規定による障害児通所給付費の支給の決定、法第21条の5の4の規定による特例障害児通所給付費の支給の決定、法第21条の5の29の規定による肢体不自由児通所医療費の支給の決定、法第24条の2の規定による障害児入所給付費の支給の決定、法第24条の5の規定による障害児入所給付費の支給の特例の認定、法第24条の7の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の決定、法第24条の20の規定による障害児入所医療費の支給の決定、法第24条の26の規定による障害児相談支援給付費の支給の決定並びに法第24条の27の規定による特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること
- (2) 法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定(法第22条第1項の規定による助産の実施、法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項の規定による措置及び法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助の実施に要する費用に係るものに限る。)に関すること
- (3) 法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定(法第20条の規定による措置、法第22条第1項の規定による助産の実施、法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項の規定による措置及び法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助の実施に要する費用に係るものを除く。)に関すること(本人の扶養義務者の居住地等が明らかでない場合の取扱いを除く。)

(専決)

第3条 こども相談センター所長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 法第30条、第30条の2及び第47条第1項ただし書に規定する事務に関すること
- (2) 法第50条第8号及び第9号に規定する費用の支出に関すること

2 保健所長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定、同条第5項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の選定、同条第7項の規定による医療受給者証の交付、法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変更の認定及び法第19条の6第1項の規定による医療費支給認定の取消しに関すること
- (2) 法第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定、法第19条の16第1項の規定による命令等、法第19条の17第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による公表、同条第3項の規定による命令及び法第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し等に関すること
- (3) 法第20条の措置に関すること
- (4) 法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額(法第20条の措置に要する費用に係るものに限る。)の決定に関すること

(小児慢性特定疾病医療費の支給の申請)

第4条 法第19条の3第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請をしようとする者は、所定の様式による申請書を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第5条 [法第19条の16第2項](#)に規定する証明書は、[第1号様式](#)のとおりとする。

(療育の給付の申請)

第6条 [法第20条第1項](#)の規定による療育の給付(以下「療育の給付」という。)の申請をしようとする者は、所定の様式による申請書を市長に提出しなければならない。

第7条 削除

(助産の実施又は母子保護の実施の申込み等)

第8条 [法第22条第1項](#)の規定による助産の実施又は[法第23条第1項本文](#)の規定による母子保護の実施の申込みをしようとする者は、所定の様式による申込書をその居住地等を所管する保健福祉センター所長に提出しなければならない。

2 保健福祉センター所長は、[前項](#)の申込みを受けたときは、審査の上、その必要があると認めるときは直ちに助産の実施又は母子保護の実施を行い、必要がないと認めるときは理由を付してその旨を申込者に通知しなければならない。

(保育の利用の申込み等)

第8条の2 [法第24条第1項](#)の規定による保育の実施、[同条第2項](#)に規定する認定こども園において保育を受けること又は[同項](#)に規定する家庭的保育事業等による保育を受けることを希望する保護者は、所定の様式による申込書をその居住地等を所管する保健福祉センター所長に提出しなければならない。

2 保健福祉センター所長は、[前項](#)の申込書が提出された場合において、当該申込書に係る児童について[法第24条第1項](#)の規定による保育の実施又は[同条第3項](#)の規定による要請を行わないときは、保護者に対し、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(児童自立生活援助の実施の申込み等)

第8条の3 [法第33条の6第1項本文](#)の規定による児童自立生活援助の実施の申込みをしようとする者は、所定の様式による申込書をその居住地等を所管するこども相談センター所長に提出しなければならない。

2 こども相談センター所長は、[前項](#)の申込みを受けたときは、審査の上、その必要があると認めるときは直ちに児童自立生活援助の実施を行い、必要がないと認めるときは理由を付してその旨を申込者に通知しなければならない。

(通知)

第9条 こども相談センター所長は、[法第27条第1項第3号](#)に規定する措置を採ったとき又は当該措置を解除し、停止し、若しくは変更したときは、それぞれその旨を関係保健福祉センター所長及び本人若しくはその保護者等に通知しなければならない。

(児童福祉施設の長の届出)

第10条 児童福祉施設の長は、その保護を受ける者について[次の各号](#)のいずれかに該当する事由が生じたことを知ったときは、所定の様式により速やかにその助産の実施、母子保護の実施、保育の実施若しくは児童自立生活援助の実施を行い、又は措置を採ったこども相談センター所長又は保健福祉センター所長にその旨を届け出なければならない。

(1) 居住地に異動があつたとき

(2) 世帯の構成に異動があつたとき又は収支その他生計の状況について著しい変動があつたとき

(3) 死亡したとき

(4) 助産の実施、母子保護の実施、保育の実施、児童自立生活援助の実施又は措置の解除、停止又は変更を適当と認めるとき

(提出書類の経由)

第11条 児童福祉施設の設置者又は施設の長から市長に提出する書類は、別に定める場合のほか、その所在地を所管する保健福祉センター所長を経由しなければならない。

(証票)

第12条 [法第29条](#)に規定する証票は、[第2号様式](#)のとおりとする。

第13条 削除

(費用の徴収等)

第14条 療育の給付を行つた場合は、[法第56条第2項](#)の規定により、本人又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から当該措置に要した費用を徴収する。

2 [前項](#)の規定により徴収する費用の額は、[別表第1](#)のとおりとする。ただし、その額が本市の支弁額を上回るときは、当該支弁額とする。

第15条 次に掲げる助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を行い、又は措置を採つた場合には、[法第56条第2項](#)の規定により納入義務者から当該助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施又は措置に要した費用を徴収する。

(1) [法第22条第1項](#)の規定による助産の実施

(2) [法第23条第1項本文](#)の規定による母子保護の実施([法第31条第5項](#)の規定により[法第23条第1項本文](#)の規定による母子保護の実施とみなされるものを含む。)

- (3) 法第24条第5項又は第6項の規定による措置
- (4) 法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置(法第31条第5項又は第31条の2第3項の規定により法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置とみなされるものを含む。)
- (5) 法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助事業の実施
- 2 前項の規定により徴収する費用の額(以下「徴収金額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、徴収金額が本市の支弁額を上回るときは当該支弁額とする。
- (1) 法第22条の規定による助産の実施に係る徴収金額 別表第3に掲げる額
- (2) 法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る徴収金額 次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 法第24条第5項又は第6項の規定による措置を受ける月の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童 別表第4に掲げる額
- イ アに掲げる児童以外の児童 0
- (3) 乳児院への短期入所措置(入所期間を1か月未満と定めて当該施設へ入所させる措置をいう。以下同じ。)に係る徴収金額 別表第5に掲げる額
- (4) 障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいい、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関(法第7条第2項の指定発達支援医療機関をいう。)を含む。以下同じ。)への入所措置に係る徴収金額 別表第6に掲げる額
- (5) 法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施、法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助の実施及び前3号に掲げる措置以外の措置に係る徴収金額 別表第7に掲げる額
- 3 第1項の規定により徴収する法第24条第5項又は第6項の規定による措置に要した費用の各月分の納期限は、翌月の5日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日)とする。
- 4 法第56条第2項の規定による費用の徴収を行う職員は、当該徴収を行う場合においては、第3号様式による徴収員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 法第56条第5項から第7項までの規定による滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索(以下「差押え等」という。)を行う職員は、差押え等を行う場合においては、第4号様式による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (徴収し、又は支払を命ずる費用の額の特例)
- 第16条 市長は、特別の事情により第14条第2項又は前条第2項に定める額により難いと認めるときは、徴収し、又は支払を命ずる費用の額について、これらの規定に定める額の範囲内において別段の定めをすることができる。
- (児童手当からの費用の徴収に係る通知)
- 第17条 市長は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第2項に規定する方法によつて児童手当の額の全部又は一部から法第56条第6項各号に定める費用(本市が設置する保育所から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた乳児又は幼児に係るものに限る。以下「保育費用」という。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則(昭和47年大阪市規則第6号)第2条の規定による児童手当の支払日までに、当該支払をしようとする児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者(以下この条において「受給資格者」という。)に通知するものとする。
- (1) 受給資格者の氏名及び住所
- (2) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて受給資格者に係る保育費用の支払を受ける旨
- (3) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて支払を受けるべき受給資格者に係る保育費用の額
- (4) 前2号に掲げる事項を決定した年月日
- (5) その他こども青少年局長が必要と認める事項
- 2 市長は、児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて児童手当の額の全部又は一部から保育費用の支払を受けたときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、保育費用の支払を受けた月の末日までに、当該支払をした受給資格者に通知するものとする。
- (1) 受給資格者の氏名及び住所
- (2) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて受給資格者に係る保育費用の支払を受けた旨
- (3) 児童手当法第21条第2項に規定する方法によつて支払を受けた受給資格者に係る保育費用の額
- (4) その他こども青少年局長が必要と認める事項
- (報告)
- 第18条 こども相談センター所長及び保健福祉センター所長は、それぞれその措置、助産の実施、母子保護の実施、保育の実施又は児童自立生活援助の実施の状況について毎月報告書を市長に提出しなければならない。
- (施行の細目)
- 第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。
- 附 則
- 1 この規則は、昭和31年11月1日から施行する。

- 2 法第24条第5項又は第6項の規定による措置に要した費用の納期限に係る第15条第3項の規定の適用については、
当分の間、同項中「翌月の5日」とあるのは「翌々月の26日」とする。

附 則(昭和32年7月18日規則第48号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年10月20日規則第144号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年3月9日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年7月11日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年12月23日規則第110号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第17号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則第14条から第16条までの規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年4月1日規則第43号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年7月28日規則第107号)

- 1 この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第2、別表第6及び別表第7の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成元年4月1日規則第33号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成元年9月28日規則第79号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第4の規定は、平成元年4月1日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成2年4月1日規則第46号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成3年4月1日規則第34号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成4年4月1日規則第40号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成4年6月1日規則第97号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成5年4月1日規則第37号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成5年7月1日規則第94号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第6の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成6年4月1日規則第44号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成6年6月30日規則第99号)

- 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月29日規則第116号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成7年4月1日規則第32号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成7年7月1日規則第62号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第2及び別表第4から別表第6までの規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成8年6月27日規則第74号)

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成9年4月1日規則第35号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成9年7月1日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第33号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の保育所への入所措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の大阪市児童福祉法施行細則別記様式による証票は、この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別記様式による証票とみなす。

附 則(平成10年7月1日規則第100号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成11年4月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月1日規則第88号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成12年4月1日規則第57号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の保育の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の保育の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成12年6月30日規則第141号)

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成13年4月1日規則第48号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の助産施設又は母子生活支援施設への入所措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、施行日以後の保育の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の保育の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月31日規則第70号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日規則第135号)抄

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成16年8月27日規則第115号)

- 1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月27日規則第137号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第13号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第3から別表第5まで及び別表第7の規定は、この規則の施行の日以後の措置又は助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置又は助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月16日規則第200号)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日規則第111号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に行った支援に要した費用の支払については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則第14条第1項の規定は、施行日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、施行日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日規則第216号)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則第14条別表第1及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の措置又は助産の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置又は助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日規則第57号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の保育の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の保育の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日規則第54号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1から第7までの規定は、この規則の施行の日以後の措置又は助産、母子保護若しくは保育の実施に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置又は助産、母子保護若しくは保育の実施に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月30日規則第121号)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1から別表第5まで及び別表第7の規定は、この規則の施行の日以後の措置又は助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置又は助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第70号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第3から別表第5まで及び別表第7の規定は、この規則の施行の日以後の措置又は助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置又は助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月1日規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月31日規則第124号)

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の措置若しくは助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置若しくは助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月30日規則第133号)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月25日規則第182号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年2月19日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第69号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1、別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の措置若しくは助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令について適用し、同日前の措置若しくは助産、保育若しくは母子保護の実施に要した費用の徴収又は支払命令については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日規則第68号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の保育の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の保育の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成23年5月31日規則第85号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第15条第3項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の保育時間の延長に要する費用の徴収について適用し、施行日以前の保育時間の延長に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第15条第4号の規定は、施行日以後の保育時間の延長に要する費用の徴収について適用する。

附 則(平成23年9月30日規則第114号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年1月13日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、平成24年1月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日規則第70号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第71号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月13日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年8月3日規則第208号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月19日規則第253号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第111号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の保育の実施に要した費用及び保育時間の延長に要する費用の徴収について適用し、同日前の保育の実施に要した費用及び保育時間の延長に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月8日規則第178号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1備考第7項の規定は、平成25年8月1日以後の措置に要した費用の徴収について適用する。

附 則(平成26年3月31日規則第114号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に効力を有する大阪市立更生相談所長(以下「更生相談所長」という。)が行った処分その他の行為又は現に更生相談所長に対して行っている申請その他の行為で、この規則による改正前の大阪市児童福祉法施行細則第2条第3項の規定により更生相談所長に委任された事務に係るものについては、この規則の施行の日以後においては、西成区保健福祉センター所長が行った処分その他の行為又は西成区保健福祉センター所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

附 則(平成26年9月30日規則第196号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第220号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第152号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月29日規則第141号)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に効力を有する大阪市こども相談センター所長が行った処分その他の行為(阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区の区域(以下「所管区域」という。)内に居住地又は現在地を有する者に対するものに限る。)又は現に大阪市こども相談センター所長に対して行っている申請その他の行為(所管区域内に居住地又は現在地を有する者が行ったものに限る。)で、この規則による改正前の大阪市児童福祉法施行細則第2条第1項の規定により大阪市こども相談センター所長に委任された事務に係るものについては、この規則の施行の日以後においては、大阪市南部こども相談センター所長が行った処分その他の行為又は大阪市南部こども相談センター所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

附 則(平成29年3月31日規則第84号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第52号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月18日規則第113号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、平成30年9月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第6の規定は、平成30年9月1日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日規則第62号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に通所給付決定保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)が受けた障害児通所支援(同条第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)に係る法第21条の5の12第1項の規定に基づく高額障害児通所給付費の支給の決定及び入所給付決定保護者(法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。)が受けた指定入所支援(法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)に係る法第24条の6第1項の規定に基づく高額障害児入所給付費の支給の決定に関する事務について適用し、同日前に通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に係る高額障害児通所給付費の支給の決定及び入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る高額障害児入所給付費の支給の決定に関する事務については、なお従前の例による。

附 則(令和元年5月31日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年8月16日規則第34号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和元年7月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第42条に規定する障害児入所施設をいい、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関(法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関をいう。)を含む。)への入所措置(この規則の施行の日前に採った入所措置に限る。以下「入所措置」という。)に要した費用(入所措置が解除されるまでの間における毎年7月1日又は本人の扶養義務者に変更があった日の属する月の翌月の初日(当該変更があった日が月の初日である場合にあっては、その月の初日)(以下これらを「基準日」という。)以後に要した費用に限る。)の徴収については、基準日においてこの規則による改正前の大阪市児童福祉法施行細則の規定を適用するとしたならば徴収することとなる費用の額(以下「特例額」という。)が改正後の規則の規定により徴収すべき費用の額を下回るときは、改正後の規則第15条第2項の規定にかかわらず、特例額をもって同項の規定による徴収金額とする。
- 3 前項の規定は、令和元年9月1日以後の基準日において特例額が改正後の規則の規定により徴収する費用の額以上となったときは、当該基準日以後の入所措置に要した費用の徴収については適用しない。
附 則(令和元年9月27日規則第48号)
 - 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第6の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
附 則(令和元年10月17日規則第55号の2)
(施行期日等)
- 1 この規則は、令和元年10月18日から施行し、この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、同年7月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第22条第1項の規定による助産の実施(令和元年7月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に開始されたものに限る。)に要した費用の徴収については、助産の実施が開始された日においてこの規則による改正前の大阪市児童福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定を適用するとしたならば徴収することとなる費用の額(その額が年少扶養控除等適用助産施設費用徴収金額を上回る場合にあっては、年少扶養控除等適用助産施設費用徴収金額)(以下「助産施設費用徴収金特例額」という。)が改正後の規則の規定により徴収すべき費用の額を下回るときは、改正後の規則第15条第2項の規定にかかわらず、助産施設費用徴収金特例額をもって同項の規定による徴収金額とする。
- 3 前項の年少扶養控除等適用助産施設費用徴収金額とは、助産の実施が開始された日において改正後の規則別表第3備考第3項第2号中「とする」とあるのを「とし、納入義務者に地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする」と読み替えた場合に、改正後の規則の規定により徴収することとなる費用の額をいう。
- 4 乳児院への短期入所措置(入所期間を1か月未満と定めて当該施設へ入所させる措置であって、施行日前に採ったものをいう。以下同じ。)に要した費用(令和元年7月1日以後に要した費用に限る。)の徴収については、改正前の規則の規定を適用するとしたならば徴収することとなる費用の額(その額が年少扶養控除等適用乳児院短期入所措置費徴収金額を上回る場合にあっては、年少扶養控除等適用乳児院短期入所措置費徴収金額)(以下「乳児院短期入所措置費徴収金特例額」という。)が改正後の規則の規定により徴収すべき費用の額を下回るときは、改正後の規則第15条第2項の規定にかかわらず、乳児院短期入所措置費徴収金特例額をもって同項の規定による徴収金額とする。
- 5 前項の年少扶養控除等適用乳児院短期入所措置費徴収金額とは、改正後の規則別表第5備考第1項中「別表第3備考第2項から第4項まで」とあるのを「別表第6備考第1項、第3項(第4号を除く。)及び第4項」と読み替えた場合に、改正後の規則の規定により徴収することとなる費用の額をいう。
- 6 附則第4項の規定は、本人の扶養義務者に変更があった日の属する月の翌月の初日(当該変更があった日が月の初日である場合にあっては、その月の初日)において乳児院短期入所措置費徴収金特例額が改正後の規則の規定により徴収する費用の額以上となったときは、当該日以後の短期入所措置に要した費用の徴収については適用しない。
- 7 法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施(施行日前に実施したものに限る。)、法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助の実施(施行日前に実施したものに限る。))及び改正後の規則第15条第2項第2号から第4号までに掲げる措置以外の措置(施行日前に採った措置に限る。)(以下「母子保護の実施等」という。)に要した費用(令和元年7月1日以後に要した費用に限る。)の徴収については、改正前の規則の規定を適用するとしたならば徴収することとなる費用の額(その額が年少扶養控除等適用入所又は通所施設徴収金額を上回る場合にあ

っては、年少扶養控除等適用入所又は通所施設徴収金額) (以下「入所又は通所施設徴収金特例額」という。)が改正後の規則の規定により徴収すべき費用の額を下回るときは、改正後の規則第15条第2項の規定にかかわらず、入所又は通所施設徴収金特例額をもって同項の規定による徴収金額とする。

8 前項の年少扶養控除等適用入所又は通所施設徴収金額とは、改正後の規則別表第7備考第3項中「同表備考第2項から第4項まで」とあるのを「別表第6備考第1項、第3項(第4号を除く。)及び第4項」と読み替えた場合に、改正後の規則の規定により徴収することとなる費用の額をいう。

9 附則第7項の規定は、令和元年11月1日以後の基準日(母子保護の実施等が解除されるまでの間における毎年7月1日又は本人の扶養義務者に変更があった日の属する月の翌月の初日(当該変更があった日が月の初日である場合にあっては、その月の初日)をいう。以下同じ。)において入所又は通所施設徴収金特例額が改正後の規則の規定により徴収する費用の額以上となったときは、当該基準日以後の母子保護の実施等に要した費用の徴収については適用しない。

附 則(令和2年6月26日規則第99号)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日規則第32号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
2 この規則の施行前にこの規則による改正前の大阪市児童福祉法施行細則第2条第1項の規定によって大阪市こども相談センター所長が行った処分その他の行為又は同項の規定によって大阪市こども相談センター所長に対して行われた申請その他の行為は、大阪市中央こども相談センター所長又は大阪市北部こども相談センター所長(以下「中央こども相談センター所長等」という。)がそれぞれ所管する事務に応じて、この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則第2条第1項の規定によって中央こども相談センター所長等が行った処分その他の行為又は同項の規定によって中央こども相談センター所長等に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(令和3年6月30日規則第105号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年7月1日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、令和3年1月1日から適用する。
(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1及び別表第6の規定は、令和3年7月1日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(令和3年8月31日規則第116号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年1月31日規則第5号)

1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。
2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の納期限について適用し、同日前の措置に要した費用の納期限については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月29日規則第64号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月29日規則第99号)

1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。
2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則の規定は、令和6年9月以後の月における措置に要した費用の徴収について適用し、同年8月以前の月における措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(令和6年8月30日規則第105号)

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1(第14条関係)

療育の給付等措置費徴収金額表

世帯の区分		療育の給付	
		徴収月額	加算月額
A世帯	世帯を構成する納入義務者(当該児童と生計を一にしない扶養義務者であつて、現に当該児童を扶養しているものを含む。以下「構成員」という。)のいずれかが生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の規定による支援給付若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する	円 0	円 —

	法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を受ける者である世帯(市長が定めるものを除く。以下「被保護世帯等」という。)			
B世帯	被保護世帯等以外の世帯	構成員の全員が当該年度分(1月から6月までの間にあつては、前年度分。以下この表、 別表第3 及び 別表第5 から 別表第7 までにおいて同じ。)	2, 200	220
C世帯		構成員のいずれかが当該年度分の市町村民税を課せられている世帯	4, 500	450
D1世帯		市町村民税を課せられている構成員の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯	5, 800	580
D2世帯		市町村民税を課せられている構成員の当該年度分の所得割の額の合計額(以下この表において「所得割合計額」という。)	6, 900	690
D3世帯		が3, 000円以下である世帯	7, 600	760
D4世帯		所得割合計額が3, 001円以上5, 800円以下である世帯	8, 500	850
D5世帯		所得割合計額が5, 801円以上8, 700円以下である世帯	9, 400	940
D6世帯		所得割合計額が8, 701円以上13, 000円以下である世帯	11, 000	1, 100
D7世帯		所得割合計額が13, 001円以上17, 400円以下である世帯	12, 500	1, 250
D8世帯		所得割合計額が17, 401円以上22, 400円以下である世帯	16, 200	1, 620
D9世帯		所得割合計額が22, 401円以上28, 200円以下である世帯	18, 700	1, 870
D10世帯		所得割合計額が28, 201円以上58, 400円以下である世帯	23, 100	2, 310
D11世帯		所得割合計額が58, 401円以上75, 000円以下である世帯	27, 500	2, 750
D12世帯		所得割合計額が75, 001円以上96, 600円以下である世帯	35, 700	3, 570
D13世帯		所得割合計額が96, 601円以上121, 800円以下である世帯	44, 000	4, 400
D14世帯		所得割合計額が121, 801円以上175, 500円以下である世帯	52, 300	5, 230
D15世帯		所得割合計額が175, 501円以上221, 100円以下である世帯	80, 700	8, 070
D16世帯		所得割合計額が221, 101円以上380, 800円以下である世帯	85, 000	8, 500
D17世帯		所得割合計額が380, 801円以上549, 000円以下である世帯	102, 900	10, 290
D18世帯		所得割合計額が549, 001円以上579, 000円以下である世帯	122, 500	12, 250
D19世帯		所得割合計額が579, 001円以上700, 900円以下である世帯	143, 800	14, 380
D20世帯		所得割合計額が700, 901円以上849, 000円以下である世帯	全額	全額の10分の1に相当する額。ただし、その額が17, 120円に満たない場合は、17, 120円
		所得割合計額が849, 001円以上1, 041, 000円以下である世帯		
		所得割合計額が1, 041, 001円以上である世帯		

備考

- 1 この表において「均等割の額」とは、[地方税法\(昭和25年法律第226号\)第292条第1項第1号](#)に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、[同項第2号](#)に規定する所得割の額をいう。
- 2 この表において「全額」とは、当該措置に要した費用の月額から[健康保険法\(大正11年法律第70号\)](#)、[船員保険法\(昭和14年法律第73号\)](#)、[私立学校教職員共済法\(昭和28年法律第245号\)](#)、[国家公務員共済組合法\(昭和33年法律第128号\)](#)、[国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)](#)、[地方公務員等共済組合法\(昭和37年法律第152号\)](#)又は[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律\(平成10年法律第114号\)](#)の規定による保険者等の負担額(高額療養費の支給が行われた場合は、これが行われなかったものとして算出した額)を控除した額をいう。
- 3 所得割の額を計算する場合には、[地方税法](#)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。
- (1) [地方税法第314条の7](#)、[第314条の8](#)並びに[同法附則第5条第3項](#)、[第5条の4第6項](#)及び[第5条の4の2第5項](#)の規定は適用しないものとする。
- (2) 構成員が指定都市([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第252条の19第1項](#)の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該構成員を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 [地方税法第323条](#)の規定による市町村民税の減免が行われた場合には、その減免された額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 5 同一世帯(被保護世帯等を除く。)から2人以上の児童が同時に措置されている場合は、最初に措置された児童(その児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人)以外の児童に係る徴収金の月額は、この表の加算月額の欄に掲げる額とする。
- 6 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、市長が定める額をもつて、当該年度分の市町村民税の額とする。
- 7 市町村民税非課税世帯(被保護世帯等以外の世帯に限る。)のうち、特に困窮しており、被保護世帯等に準じて取り扱う必要があると市長が認めるものについては、被保護世帯等とみなして、この表を適用する。

別表第2 削除
別表第3(第15条関係)
助産施設費用徴収金額表

世帯の区分			定額		出産給付費の額に対する基準額	徴収金額
A世帯	被保護世帯等		円0		円0	
B世帯	被保護世帯等以外の世帯	市町村民税非課税世帯	0		出産給付費の額の10分の2に相当する額	定額欄の額に出産給付費の額に対する基準額を加算した額
C世帯		構成員のいずれかが当該年度分の市町村民税を課せられている世帯	市町村民税を課せられている構成員の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯	4,500	出産給付費の額の10分の3に相当する額	
D1世帯			市町村民税を課せられている構成員の当該年度分の所得割の額の合計額(以下この表において「所得割合計額」という。)が9,000円以下である世帯	6,600	出産給付費の額の10分の5に相当する額	
D2世帯			所得割合計額が9,001円以上19,000円以下である世帯	9,000		

備考

- 1 この表において「出産給付費の額」とは、[健康保険法](#)、[船員保険法](#)、[私立学校教職員共済法](#)、[国家公務員共済組合法](#)、[国民健康保険法](#)又は[地方公務員等共済組合法](#)(以下「[医療保険各法](#)」という。)の被保険者若しくは組合員又はこれらの被扶養者が[医療保険各法](#)により受けることができる出産育児一時金、出産費その他の出産に関する給付の額([健康保険法施行令\(大正15年勅令第243号\)第36条ただし書](#)、[船員保険法施行令\(昭和28年政令第240号\)第7条ただし書](#)、[国家公務員共済組合法施行令\(昭和33年政令第207号\)第11条の3の7ただし書](#)([私立学校教職員共済法施行令\(昭和28年政令第425号\)第6条](#)において準用する場合を含む。)、[地方公務](#)

員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の4ただし書又は大阪市国民健康保険条例(昭和36年条例第3号)第8条第2項の規定により加算される額を除く。)をいう。

- 2 この表における「均等割の額」の意義は、別表第1備考第1項及び第4項に、「所得割の額」の意義は、同表備考第1項、第3項及び第4項に定めるところによる。
- 3 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、市長が定める額をもつて、当該年度分の市町村民税の額とする。
- 4 多子出産の場合における徴収金額については、この表の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算して得た額とする。
 - (1) 出生児数から1を控除した数の10分の1に相当する数に1を加えた数にこの表の定額欄に掲げる額を乗じて得た額
 - (2) 出生児1人に係る出産給付費の額を合算して得た額にこの表の出産給付費の額に対する基準額欄に掲げる所定の割合を乗じて得た額

別表第4(第15条関係)

保育措置徴収金額表

世帯の区分			徴収月額
第1階層	児童の保護者が被保護者又は里親である世帯		円 0
第2階層	児童の保護者が被保護者又は里親である世帯以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が当該年度(4月から8月までの間にあつては、前年度。以下この表において同じ。)分の市町村民税(<u>地方税法第328条</u> の規定によつて課する所得割を除く。)を課されない者(市町村(特別区を含む。以下この表において同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において <u>同法</u> の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯(以下この表において「非課税世帯」という。)	0
第3階層	非課税世帯以外の世帯	算定対象扶養義務者全員が当該年度分の市町村民税の <u>地方税法第292条第1項第2号</u> に掲げる所得割(<u>同法第328条</u> の規定によつて課する所得割を除く。以下この表において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において <u>同法</u> の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯	2,000
		児童と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する世帯(以下この表において「要保護世帯等」という。)	8,100
第4階層		算定対象扶養義務者全員についての当該年度分の市町村民税の <u>地方税法第292条第1項第2号</u> に掲げる所得割の額(<u>子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第21条</u> に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下この表において同じ。)の合計額(以下この表において「所得割合計額」という。)が46,000円未満である世帯	3,500
		要保護世帯等	10,100
第5階層		所得割合計額が46,000円以上48,600円未満である世帯	5,000
		要保護世帯等	11,800
第6階層		所得割合計額が48,600円以上50,000円未満である世帯	6,000
		要保護世帯等	14,000
第7階層		所得割合計額が50,000円以上54,000円未満である世帯	7,000
		要保護世帯等	15,700
第8階層		所得割合計額が54,000円以上59,000円未満である世帯	8,000
		要保護世帯等	18,300
第9階層		所得割合計額が59,000円以上77,101円未満である世帯	9,000

			要保護世帯等以外の世帯	21,500
第10階層			所得割合計額が77,101円以上79,000円未満である世帯	21,500
第11階層			所得割合計額が79,000円以上97,000円未満である世帯	24,900
第12階層			所得割合計額が97,000円以上115,000円未満である世帯	28,300
第13階層			所得割合計額が115,000円以上133,000円未満である世帯	32,700
第14階層			所得割合計額が133,000円以上169,000円未満である世帯	39,400
第15階層			所得割合計額が169,000円以上211,201円未満である世帯	45,100
第16階層			所得割合計額が211,201円以上217,000円未満である世帯	45,100
第17階層			所得割合計額が217,000円以上256,000円未満である世帯	50,700
第18階層			所得割合計額が256,000円以上301,000円未満である世帯	53,000
第19階層			所得割合計額が301,000円以上358,000円未満である世帯	59,200
第20階層			所得割合計額が358,000円以上397,000円未満である世帯	61,700
第21階層			所得割合計額が397,000円以上432,901円未満である世帯	65,900
第22階層			所得割合計額が432,901円以上536,000円未満である世帯	65,900
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない世帯			70,600

備考

- この表において「被保護者」とは、[生活保護法第6条第1項](#)に規定する被保護者をいう。
- この表において「里親」とは、[法第6条の4](#)に規定する里親をいう。
- この表において「算定対象扶養義務者」とは、児童と同一の世帯に属し、生計を一にしている児童の父母及びそれ以外の扶養義務者であつて当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものをいう。
- [地方税法第323条](#)の規定による市町村民税の減免が行われた場合には、その減免された額を所得割の額から控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0)を所得割の額とする。
- この表において「要保護者等」とは、要保護者([生活保護法第6条第2項](#)に規定する要保護者をいう。)その他これに準ずる程度に困窮していると市長が認める者をいう。
- 所得割合計額を算定する場合には、児童と同一の世帯に属し、生計を一にしている児童の父母及びそれ以外の扶養義務者であつて当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものが指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割合計額を算定するものとする。
- 特定被監護者等(児童の保護者に監護される者、児童の保護者に監護されていた者又は児童の保護者若しくはその配偶者の直系卑属であつて、児童の保護者と生計を一にするものをいう。以下この表において同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の当該世帯に属する特定被監護者等である児童に係る徴収金の月額は、当該児童が特定被監護者等のうち出生の時が最も早い者である場合を除き、0とする。
- 次の各号に掲げる場合における徴収金の月額は、この表の徴収月額の欄に記載されている金額を25日を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。
 - 月の途中において[法第24条第5項](#)又は[第6項](#)の規定による措置を受けた場合
 - 月の途中において[法第24条第5項](#)又は[第6項](#)の規定による措置が解除された場合
 - 災害その他特別の事由であつて市長が緊急やむを得ないと認めるものにより、[法第24条第5項](#)又は[第6項](#)の規定による措置に係る保育所等(保育所([法第39条第1項](#)に規定する保育所をいう。)、幼保連携型認定こども園([就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律\(平成18年法律第77号\)第2条第7項](#)に規定する幼保連携型認定こども園をいう。))及び家庭的保育事業等([法第24条第2項](#)に規定する家庭的保育事業等をいう。))を行う事業所をいう。)から保育の提供がなされなかつた場合

別表第5(第15条関係)

乳児院短期入所措置費徴収金額表

世帯の区分			徴収月額
被保護世帯等			円 0
被保護世帯等以外の世帯	市町村民税非課税世帯		0
	構成員のいずれかが当該年度分の市町村民税を課せられている世帯	市町村民税を課せられている構成員の当該年度分の所得割の額の合計額(以下この表において「所得割合計額」という。)が81,000円以下である世帯	1,000円に入所措置日数を乗じて得た額

		所得割合計額が81,001円以上1,426,500円以下である世帯	2,000円に入所措置日数を乗じて得た額
		所得割合計額が1,426,501円以上である世帯	本市の支弁額

- 備考
- この表における「所得割の額」の意義は、[別表第1](#)備考第1項、第3項及び第4項に定めるところによる。
 - 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、市長が定める額をもつて、当該年度分の市町村民税の額とする。

別表第6(第15条関係)
障害児入所措置費徴収金額表

世帯の区分			徴収月額
A世帯	被保護世帯等		円 0
B世帯	被保護世帯等以外の世帯	市町村民税非課税世帯	0
C世帯		構成員のいずれかが当該年度分の市町村民税を課せられている世帯	4,500
D1世帯		市町村民税を課せられている構成員の当該年度分の所得割の額の合計額(以下この表において「所得割合計額」という。)が12,000円以下である世帯	6,600
D2世帯		所得割合計額が12,001円以上30,000円以下である世帯	9,000
D3世帯		所得割合計額が30,001円以上60,000円以下である世帯	13,500
D4世帯		所得割合計額が60,001円以上96,000円以下である世帯	18,700
D5世帯		所得割合計額が96,001円以上189,000円以下である世帯	29,000
D6世帯		所得割合計額が189,001円以上277,000円以下である世帯	41,200
D7世帯		所得割合計額が277,001円以上348,000円以下である世帯	54,200
D8世帯		所得割合計額が348,001円以上465,000円以下である世帯	68,700
D9世帯		所得割合計額が465,001円以上594,000円以下である世帯	85,000
D10世帯		所得割合計額が594,001円以上716,000円以下である世帯	102,900
D11世帯		所得割合計額が716,001円以上864,000円以下である世帯	122,500
D12世帯		所得割合計額が864,001円以上1,056,000円以下である世帯	143,800
D13世帯		所得割合計額が1,056,001円以上1,238,000円以下である世帯	166,600
D14世帯		所得割合計額が1,238,001円以上1,439,000円以下である世帯	191,200
D15世帯		所得割合計額が1,439,001円以上である世帯	本市の支弁額

- 備考
- この表において「均等割の額」とは、[地方税法第292条第1項第1号](#)に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、[同項第2号](#)に規定する所得割の額をいう。
 - 所得割の額を計算する場合には、[地方税法](#)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。
 - [地方税法第314条の7](#)、[第314条の8](#)並びに[同法附則第5条第3項](#)、[第5条の4第6項](#)及び[第5条の4の2第5項](#)の規定は適用しないものとする。
 - 本人の扶養義務者に地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」とい

う。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 本人の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。

3 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免が行われた場合には、その減免された額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 同一世帯(被保護世帯等及び市町村民税非課税世帯を除く。以下同じ。)から2人以上の者が同時に措置されている場合は、その徴収金の月額のうち最も高額な者(その者が2人以上いる場合は、そのうちの1人)以外の者(以下「低額児童」という。)に係る徴収金の月額は、この表の徴収月額の欄に掲げる額の10分の1に相当する額とする。

5 3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものに係る徴収金の月額は、0とする。

6 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、市長が定める額をもつて、当該年度分の市町村民税の額とする。

別表第7(第15条関係)

入所又は通所施設徴収金額表

世帯の区分			入所等の措置に係る徴収月額	通所の措置等に係る徴収月額
A世帯	被保護世帯等		円 0	円 0
B世帯	被保護世帯等	市町村民税非課税世帯	0	0
C世帯	被保護世帯等以外の世帯	構成員のいずれかが当該年度分の市町村民税を課せられている世帯	4,500	2,200
D1世帯		市町村民税を課せられている構成員の当該年度分の所得割の額の合計額(以下この表において「所得割合計額」という。)が9,000円以下である世帯	6,600	3,300
D2世帯		所得割合計額が9,001円以上27,000円以下である世帯	9,000	4,500
D3世帯		所得割合計額が27,001円以上57,000円以下である世帯	13,500	6,700
D4世帯		所得割合計額が57,001円以上93,000円以下である世帯	18,700	9,300
D5世帯		所得割合計額が93,001円以上177,300円以下である世帯	29,000	14,500
D6世帯		所得割合計額が177,301円以上258,100円以下である世帯	41,200	20,600
D7世帯		所得割合計額が258,101円以上348,100円以下である世帯	54,200	27,100
D8世帯		所得割合計額が348,101円以上456,100円以下である世帯	68,700	34,300
D9世帯		所得割合計額が456,101円以上583,200円以下である世帯	85,000	42,500
D10世帯		所得割合計額が583,201円以上704,000円以下である世帯	102,900	51,400
D11世帯		所得割合計額が704,001円以上852,000円以下である世帯	122,500	61,200
D12世帯		所得割合計額が852,001円以上1,044,000円以下である世帯	143,800	71,900
D13世帯		所得割合計額が1,044,001円以上1,225,500円以下である世帯	166,600	83,300
D14世帯		所得割合計額が1,225,501円以上1,426,500円以下である世帯	191,200	95,600

D15世帯		所得割合計額が1,426,501円以上である世帯	本市の支弁額	本市の支弁額
-------	--	--------------------------	--------	--------

備考

- 1 この表において「入所等の措置」とは、里親又は小規模住居型児童養育事業者への委託及び乳児院(短期入所措置を除く。)、児童養護施設、児童心理治療施設([法第43条の2](#))に規定する児童心理治療施設をいう。以下同じ。)又は児童自立支援施設への入所措置をいう。
- 2 この表において「通所の措置等」とは、母子保護の実施、児童自立生活援助の実施及び児童心理治療施設又は児童自立支援施設への通所措置をいう。
- 3 この表における「均等割の額」の意義は、[別表第1](#)備考第1項及び第4項に、「所得割の額」の意義は、[同表](#)備考第1項、第3項及び第4項に定めるところによる。
- 4 同一世帯から2人以上の者が同時に措置されている場合は、低額児童に係る徴収金の月額、この表の徴収月額の欄に掲げる額の10分の1に相当する額とする。
- 5 本人(同一世帯から2人以上の者が同時に措置されている場合は低額児童以外の者をいう。以下同じ。)と同一世帯に[法第21条の5の5第1項](#)に規定する通所給付決定([法第6条の2の2第2項](#)に規定する児童発達支援及び[同条第3項](#)に規定する放課後等デイサービスに係るものに限る。)又は[法第24条の3第4項](#)に規定する入所給付決定に係る障害児(以下「給付児童」という。)がいる場合は、「この表の定めるところにより算定した本人に係る徴収金の額+当該徴収金の額×0.1×当該同一世帯における低額児童及び給付児童の人数」により算定された額を当該同一世帯の上限額(以下「当該同一世帯の上限額」という。)として、当該同一世帯の上限額がその月における本人の扶養義務者が負担する利用者負担額([法第21条の5の29第1項](#)に規定する肢体不自由児通所医療に係る利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))、[法第24条の7第1項](#)に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに[法第24条の20第1項](#)に規定する障害児入所医療に係る利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額は当該同一世帯の上限額と本人の扶養義務者が負担する利用者負担額との差額とし、当該同一世帯の上限額が本人の扶養義務者が負担する利用者負担額を下回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額は0とする。
- 6 里親若しくは小規模住居型児童養育事業者への委託、児童養護施設への入所措置又は母子保護の実施を受けている児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設への通所措置を受けた場合における当該通所措置に係る徴収金の月額は、0とする。
- 7 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、市長が定める額をもつて、当該年度分の市町村民税の額とする。

第1号様式(第5条関係)

第 号	証 票	
所属	大阪市	
氏名		
写 真	上記の者は、児童福祉法第19条の16第1項の規定による質問又は検査をする職権を有する者であることを証明します。	
発行	年 月 日	
	(有効期間1年)	
	大 阪 市 長	

備考

- 1 裏面に質問又は検査の根拠となる児童福祉法の規定を記載する。
- 2 用紙の寸法は縦6センチメートル、横8.8センチメートルとする。

第2号様式(第12条関係)

第2号様式(第12条関係)

第	号	証	票				
所	属	大	阪	市			
職及び氏名							
		年	月	日生			
上記の者は、児童福祉法第29条の規定による立入調査又は質問をする職権を有する者であることを証明します。							
		年	月	日発行			
		大		阪	市	長	印

備考

- 1 裏面に立入調査又は質問の根拠となる児童福祉法の規定及び証票の有効期間を記載する。
- 2 用紙の寸法は縦6センチメートル、横8.8センチメートルとする。

第3号様式(第15条関係)

第	号		
	所 属	大阪市	
写 真	氏 名		
			年 月 日生
	発 行		年 月 日 (有効期間 1年)
	大阪市長		印

法第56条第2項の費用
の徴収金に係る
徴収員証

備考

- 裏面に根拠法令を記載する。
- 用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 市章は黄色とし、文字は黒とする。

第	号		 法第56条第2項の費用 の徴収金に係る 徴収員証
		所 属	大阪市
写 真		氏 名	
		年 月 日生	
		発 行	年 月 日 (有効期間 1年)
		大阪市長	

- 1 裏面に根拠法令を記載する。
- 2 用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 3 市章は黄色とし、文字は黒とする。

第4号様式(第15条関係)

第 号

児童福祉法による差押え等従事職員証

写 真

所 属 大阪市

氏 名

上記の者は、児童福祉法第56条第5項から第7項までの規定による滞納処分のための財産の差押え等を行う職権を有する者である。

発行

年 月 日

(有効期間1年)

大阪市長

印

備考 裏面に根拠法令を記載する。